

○大学学生寮条例

平成18年3月27日条例第82号

改正

平成19年9月5日条例第26号

大学学生寮条例

(設置)

**第1条** 名寄市立大学の学生に修学上の便宜を与え、学生生活をより充実させることを目的に、学生寮を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 学生寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大学学生寮

位置 名寄市大通北5丁目10番地、11番地1、11番地2、11番地3

(定員)

**第3条** 学生寮の定員は39人とする。

(管理運営)

**第4条** 学生寮の管理運営は、学長が行う。

(使用料)

**第5条** 学生寮の使用料は、1人月額25,000円とする。

(使用料の減免等)

**第6条** 市長は、特別の理由があると認めた者には、学生寮の使用料を減免し、又は納付を猶予することができる。

(委任)

**第7条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の市立名寄短期大学学生寮条例（平成7年名寄市条例第35号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月5日条例第26号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。